

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程 新旧対照表(案)

新	旧	改正理由等
<p>(入札保証金の納付及び還付)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>入札保証金は、落札者が納めたものについては落札者が契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(入札保証金の納付及び還付)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p>	<p>・規定の整理（入札保証金の還付の規定を追加）</p>
<p>(入札保証金の免除)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項第2号又は第3号の規定による入札保証金の納付の免除は、おおむね次の要件を満たす場合とする。</p> <p>(1) 過去2箇年間の入札において、落札後契約を確実に締結していること。</p> <p>(2) 過去2箇年間の契約において、契約を誠実に履行していること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除した場合において、落札者が契約を締結しないときは、免除した金額に相当する金額を徴収するものとする。</u></p>	<p>(入札保証金の免除)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項第2号又は第3号の規定による入札保証金の納付の免除は、おおむね次の要件を満たす場合とする。</p> <p>(1) 過去の入札において、落札後契約を確実に締結していること。</p> <p>(2) 過去の契約において、契約を誠実に履行していること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>・入札保証金を免除された場合であっても、落札者が契約を締結しないときは免除相当額を徴収するよう、規定を改める。</p>

新	旧	改正理由等
<p><u>(随意契約における競争的手続)</u></p> <p><u>第20条の2 第19条第1項第2号、第6号又は第7号に規定する場合に該当する契約については、次の各号に該当する手続をとることができる。</u></p> <p><u>(1) 業務等の実施方法等について事業者に提案を求めることにより、高い効果が期待できると認められる場合 法人が示す仕様に基づき、業務等の実施方法、見積額等を記載した提案書（以下この項において「提案書」という。）の提出を招請し、提案書を提出した者のうち、業務等の見積額が予定価格の制限の範囲内であって、最も評価が高いと認められる提案書を提出した者を契約の相手方として決定する方法であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 提案書の提出を招請する者を特定しない方法</u></p> <p><u>イ 提案書の提出を招請する者を特定する方法</u></p> <p><u>(2) 業務等の実施に当たり、専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠であるため、特定の者を契約の相手方とすることを予定している場合 当該業務等の実施に当たり必要とする要件を事前に明示し、契約の締結を希望する者(契約の相手方とすることを予定している者を除く。)を公募する方法（次項において「事前公募」という。）</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>・プロポーザル方式及び事前公募について、規定を定める。</p>

新	旧	改正理由等
<p><u>2 事前公募を行った結果、契約の相手方とすることを予定している者以外に業務等に必要とする要件を備える者であって、契約の締結を希望するものの応募があった場合は、競争入札又は前項第1号に掲げる方法により契約の相手方を決定するものとする。</u></p> <p>(契約書の作成) 第23条 (略) (1)～(9) (略) (10) <u>契約不適合責任</u> (11)～(13) (略)</p> <p>(契約保証金の納付及び還付) 第25条 (略) 2・3 (略) <u>4 納付した契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)</u>は、契約の履行後速やかに還付するものとする。</p> <p><u>5 前項の規定にかかわらず、財産の売払いに係る契約において納付した契約保証金は、契約者からの申出により売却代金に充当することができる。</u></p> <p>(契約保証金の免除) 第26条 (略) (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被</p>	<p>(契約書の作成) 第23条 (略) (1)～(9) (略) (10) <u>かし担保責任</u> (11)～(13) (略)</p> <p>(契約保証金の納付) 第25条 (略) 2・3 (略) (新設)</p> <p>(契約保証金の免除) 第26条 (略) (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被</p>	<p>・規定の整理(かし担保責任を契約不適合責任に改める)</p> <p>・規定の整理(契約保証金の還付の規定を追加)</p> <p>・規定の整理</p>

新	旧	改正理由等
<p>保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は特定事業において、落札者又は落札者の代表者が、その設立する特定事業実施会社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険金請求権の上に、特定事業実施会社の負担において当該特定事業の契約に定める<u>法人</u>の違約金債権を被担保債権とする質権を設定したとき。</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>(検査調書の作成)</p> <p>第29条 検査職員は、会計規程第51条第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。<u>ただし、契約書の作成を省略したもの</u>にあつては、支出に係る会計伝票に履行確認した旨を記名押印することでこれに代えることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は特定事業において、落札者又は落札者の代表者が、その設立する特定事業実施会社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険金請求権の上に、特定事業実施会社の負担において当該特定事業の契約に定める<u>府</u>の違約金債権を被担保債権とする質権を設定したとき。</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>(検査調書の作成)</p> <p>第29条 検査職員は、会計規程第51条第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。<u>ただし、契約に係る支払代金が契約書の作成を省略したもの</u>にあつては、支出に係る会計伝票に履行確認した旨を記名押印することでこれに代えることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>・規定の整理</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程等の一部改正について

1 改正対象規程

- ・ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程
- ・ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計実施規程
- ・ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程

2 改正の趣旨

- ・ 支払について、立替払を追加する。(会計規程、会計実施規程)
- ・ 入札保証金の免除にかかる規定を整理する。(契約規程)
- ・ 随意契約における競争的手続について、規定を定める。(契約規程)
- ・ その他規定の整理を行う。

3 改正の内容

別紙新旧対照表のとおり

4 施行日

令和3年4月1日